

子どもの意見聴取について

1 趣旨

子どもの権利条例（仮称）の策定にあたっては、条例の主体となる子ども自身の意見を聴き、その意見を条例の検討に反映していくことが重要であると考えられます。本市では、子ども・若者が日頃感じていることや大切にしていること、困っていること、大人や社会に望むことなどを聴く機会を設け、策定検討委員会における条例の検討に活用することを想定します。

具体的な対象、方法、テーマ、実施時期等については、今後、策定検討委員会及び部会で検討します。

2 意見聴取において大切にしたい視点

視点	考え方
① 子どもを権利の主体として捉える	大人が「子どものために」決めるのではなく、子ども自身の思いや考えを聴き、条例づくりに生かすことを基本とします。
② 安心して話せる場をつくる	「話してよい」「わからないと言ってよい」「話したくないことは話さなくてよい」と感じられるよう、年齢や状況に応じた方法を工夫します。
③ 多様な子どもの声を聴く	声を上げやすい子どもだけでなく、学校生活や家庭、地域で困りごとを抱えている子ども、普段行政に意見を伝える機会が少ない子どもなどにも届く方法を検討します。
④ 生活から考えられる問いにする	条例そのものについて尋ねるだけでなく、「大切にされていると感じるとき」「困ったとき」「大人にしてほしいこと」など、子どもの生活や経験から考えられる問いを検討します。
⑤ 聴いた意見を条例づくりにつなげる	意見を聴くだけで終わらせず、整理・分析し、条例の理念や内容の検討にどのように反映したかを確認します。
⑥ 子どもへのフィードバックを考える	聴いた意見がどのように条例づくりに生かされたのかを、可能な範囲で子どもに伝えることを検討します。

（出典：こども家庭庁「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」～こども・若者の声を聴く取組のはじめかた～）

3 本条例に関する意見聴取について

今年度予算として、ワークショップ1回分、ヒアリング2回分を確保しております。

策定検討委員会及び部会において、「どのような方法で、誰から、何を聴けば条例策定に生かせるか」という観点から検討します。

方法	想定回数	内容
子ども向けワークショップ	1回	2時間程度 子どもの権利を知るなどの啓発的な内容に加え、意見聴取を想定 (設計、資料作成、当日の全体ファシリテートを含める)
子どもへの出張ヒアリング	2回	20名程度の子どもたちに、スタッフ4名を想定 上記想定を2回分

4 検討事項

項目	検討内容
対象	年齢、学年、子ども・若者の範囲／学校内外／多様な背景・状況にある子どもへのアクセス
方法	ワークショップ、ヒアリング、アンケート等の組み合わせ／対面・オンライン等
テーマ・質問	子どもの権利、日常生活、困りごと、安心できる場所、相談、大人や社会への希望、条例に盛り込みたいこと等
実施時期	10・11月頃の実施を目標とし、意見の整理・分析・条例への反映に必要な期間を確保
実施上の配慮	参加しやすさ、心理的安全性、個人情報・プライバシー、必要な支援への接続等
意見の整理・反映	どのように分類・分析し、委員会で共有し、骨子に反映するか
フィードバック	子どもに結果や条例への反映状況をどのように伝えるか

実施までの期間が短いため、第1回作業部会にて決定し、委員の皆様にご報告します。